

# 首都高速道路回数通行券ETC付替サービス終了に伴う

## 払戻しのお知らせ

平成28年4月22日  
首都高速道路株式会社

平成28年3月31日にサービスを終了した首都高速道路回数通行券ETC付替サービスの未使用残高について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内にお申し出をお願いいたします。

記

### 1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

首都高速道路株式会社

### 2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

首都高速道路回数通行券ETC付替サービス

### 3. 払戻しの申出期間

平成28年4月22日（金）から平成28年12月31日（土）まで（当日消印有効）

※ 払戻しの申出期間内に手続きをされない場合は、この払戻しの手続きから除斥されます。

### 4. 申出の方法及び払戻しの方法

平成28年4月22日（金）から順次、未使用残高がある会員さまあて、未使用残高を記載した払戻請求書をお送りします。払戻請求書へご捺印及びお振込先口座をご記入の上、首都高回数券郵送受付センターにご郵送頂く方法でお申し出ください。

払戻請求書が首都高回数券郵送受付センターに到着後、記載内容を確認のうえ、ご指定の口座に振込みにて払戻しをいたします。

※ 振込手数料は当社が負担いたします。

※ 払戻し金額の振込みは、概ね1ヶ月～1ヶ月半後となります。

### 5. 払戻しに関するお問い合わせ先

首都高回数券郵送受付センター TEL：045-451-7914

営業時間 9：00～17：00【土・日・祝日及び年末年始期間（12/29～1/3）を除く】

※ 電話番号はご確認の上、お間違いのないようご注意ください。

以 上